

安芸市清浄苑ドラフトチャンバー取替修繕仕様書

1. 概要

本仕様書は、安芸市清浄苑のドラフトチャンバー取替修繕に摘要するものである。

- (1) 業務名 安芸市清浄苑ドラフトチャンバー取替修繕
- (2) 施工場所 安芸市清浄苑 安芸市川北甲 1840 番地
- (3) エ 期 令和 8 年 3 月 31 日

2. 一般事項

- (1) 修繕に必要な場所での用水、電力は既存施設より無償にて支給する。
- (2) 修繕管理
 - ① 着工前予め材料、部品等、必要品をすべて準備する。
 - ② 修繕中は、監督員を常駐させ、仕様上明記無き場合は本市職員と協議の上、施工すること。
 - ③ 修繕中は、他の設備に支障のない様に作業を行い、作業終了後は整理整頓及び清掃を行う。
 - ④ 修繕中は、安全帽等十分な安全対策を施し、事故の無きよう施工する。
 - ⑤ 修繕後に発生したごみ、廃材、廃油については自らが適性に処理を行うこと。産業廃棄物として処分した場合は manifests の写しを提出すること。

3. 内容

商 品 名	数量
制御風速型ドラフトチャンバー (MFA12MM-ASACB-A0T) W1200 D850 H2200 100V15A2 ロコンセント×2 給排水×1 遮熱板付 下台扉付 排気ファン上部搭載型	1 台
FRP 製ベンチレーター(一般用) FVL - 200F	1 台
既設品解体・搬出・処分費	1 式
レッカー作業費(搬入・搬出用)	1 式
高所作業車両費	1 式
運送・搬入費	1 式
据付費	1 式

二次側給排水接続工事	1式
二次側電気接続工事	1式
ダクト設備工事	1式
天井解体・復旧費	1式
局所排気装置設置届出書類作成費	1式
試運転調整費	1式
諸経費	1式

4. 提出書類

- (1) 着工届 1部
- (2) 工程表 1部
- (3) 修繕報告書 1部
- (4) 写真 1部
- (5) 完成届 1部

5. 保証

修繕完了後、今回の修繕に起因する不具合が生じた場合及び契約期間終了後、1年間については、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

6. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項、又は、記載事項に疑義が生じたときは、安芸市契約事務規則によるほか、市の定める規定によるものとする。
- (2) 前項の場合において、疑義が解決しないときは、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。